

第 31 回日ク発第 142 号

2019 年 8 月 1 日

各都道府県クレ射撃協会

会長・正会員・事務局長 各 位

各 部 会

会長・事務局長 各 位

一般社団法人 日本クレ射撃協会

総務委員長 増 田 正 起

(\*公 印 省 略)

ご 連 絡

拝 啓

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

天皇陛下の御即位に伴う儀式等にあたり、警察庁より別添の通り、銃砲及び火薬類の適正な管理について依頼文書が届いています。

別添文書については当協会ホームページへ掲載致しますが、各位におかれましても、内容をご確認の上、所属会員等へ周知下さるよう宜しくお願い申し上げます。

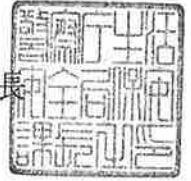
敬 具



警察庁丁保発第85号  
令和元年7月30日

(一社) 日本クレ-射撃協会 会長 殿

警察庁生活安全局保安課長



銃砲及び火薬類の適正な管理について (依頼)

貴団体におかれましては、平素より銃砲及び火薬行政に関し、深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、天皇陛下の御即位に伴う儀式等につきましては、本年10月22日(火)に即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀及び饗宴の儀(第1日)が、10月23日(水)に内閣総理大臣夫妻主催晩餐会が、11月14日(木)から15日(金)に大嘗宮の儀がそれぞれ東京都内において執り行われる予定であり、警察庁では、危害の未然防止を図るため各種施策を進めているところであります。しかし、銃砲及び火薬類の保管管理に適切さを欠くことがあれば、これを悪用した不測の事態の発生も懸念されます。

貴団体におかれましては、各会員に対して、下記のとおり銃砲及び火薬類の適正な保管管理並びに銃砲等の携帯運搬の自粛などについて更なる御指導を徹底していただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 銃砲及び火薬類の盗難・紛失防止のため、法律の規定を遵守し、厳正な保管管理に努めること。
- 2 実包の譲受けに当たっては、その都度必要量を購入し、残弾が生じないようにすること。
- 3 天皇陛下の御即位に伴う儀式等の開催期間及びその前後においては、対象地域等における有害鳥獣駆除及び各種射撃大会の開催並びに銃砲及び火薬類の運搬及び携帯を自粛すること(具体的な自粛期間については、関係警察に確認すること。)
- 4 銃砲及び火薬類の盗難又は紛失事故、不審者の立ち回り事案等が発生した場合には、直ちに警察官に届け出ること。